平成２９年（フ）第２２４号
兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―416号
債務者　尾崎　孝夫
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３４号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目４番８号ルポゼ武庫之荘Ⅰ201号
債務者　井口　和久
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８１号
兵庫県西宮市高畑町２番２―304号
債務者　大和久美子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８号
鳥取県八頭郡八頭町久能寺690番地36、旧住所鳥取県八頭郡八頭町郡家81番地１
債務者　坂田　和樹
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
鳥取県八頭郡八頭町久能寺690番地36、旧住所鳥取県八頭郡八頭町郡家81番地１
債務者　坂田由美子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1052番地３、旧住所徳島県阿波市土成町郡526番地２
債務者　矢部サト子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６号
徳島県徳島市国府町竜王６番地の２　竜王団地1051号室
債務者　堀口　明美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０８号
愛媛県松山市土居田町812番地　ラフレシア杉浦Ｊ―101号
債務者　相原須美子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲758番地
債務者　竹内由美子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４０号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅40棟176号
債務者　木村　勝年
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４１号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅40棟176号
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９８号
大分市今津留１丁目15番15号（ＣＡＳＡ・ＤＥＬＲＩＯ301）
債務者　浦崎　宏子（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
宮崎県児湯郡木城町大字高城1311番地　高城住宅１－１号、前住所宮崎県日南市上平野町２丁目２番地16　メイーンズわかくさ201号
債務者　丸山　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４１号
福島県岩瀬郡鏡石町中央116番地、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町中町340番地
債務者　遠藤　義雄
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
島根県松江市佐草町1061―１、住民票上の住所島根県雲南市大東町大ケ谷89番地８
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
広島県福山市伊勢丘７丁目20番６号
債務者　谷　　建志
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６９号
青森県むつ市松山町２番14号　金谷団地２―６号
債務者　門脇美智子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係